The University of Osaka
Institutional Knowledge Archive

Title	中国の経済基本法成立への模索 : 中国「不正競争防止法」立法史の研究を中心に
Author(s)	謝, 宏
Citation	大阪大学, 1996, 博士論文
Version Type	
URL	https://hdl.handle.net/11094/29177
rights	
Note	著者からインターネット公開の許諾が得られていないため、論文の要旨のみを公開しています。全文のご利用をご希望の場合は、大阪大学の博士論文についてをご参照ください。

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

https://ir.library.osaka-u.ac.jp/

The University of Osaka

【1】

氏　　名	謝（しゃ）　宏（こう）
博士の専攻分野の名称	博　士（法　学）
学　位　記　番　号	第　12307　号
学位授与年月日	平成8年3月25日
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当 法学研究科民事法学専攻
学　位　論　文　名	**中国の経済基本法成立への模索** **－中国「不正競争防止法」立法史の研究を中心に－**
論　文　審　査　委　員	（主査） 教　授　江口　順一 （副査） 教　授　西村幸次郎　　助教授　茶園　成樹

論文内容の要旨

1993年9月，中国「不正競争防止法」が制定された。中国は長い期間，高度中央集権による「計画経済」体制を維持し，市場競争原理は基本的に機能しなかったが，今度の「不正競争防止法」の制定は，市場経済の競争秩序を維持するための法律としては初めてのものであり，国際的にも注目されているところである。世界経済の一体化を加速する中で，中国「経済基本法」としての競争法制がどういう方向性を示しているかは，中国だけの問題ではなく，冷戦終焉後の新しい世界経済秩序の形成の一環としても位置づけられる。本論文は比較法の視点から，中国「不正競争防止法」立法史を中心に研究し，経済基本法の発展の全体像を次のように究明しようとするものである。

①「不正競争防止法」の立法背景には，中国の法学界および立法関係者のさまざまな紆余曲折の経験があった。とりわけ，経済法学の基本問題について，各時代により多くの学説が登場してきたが，本論文はこれらの学説の展開が「不正競争防止法」の立法にどのような影響を与えたか，また，法学界における経済法学の基本問題に関する認識の歴史および現状について検証している。

②日本を中心とする諸外国の競争法と対比しつつ，「不正競争防止法」における11種類の不正競争行為規制の条文を逐条分析，研究することによって，その規制の立法プロセス，立法関係者が参考にする外国法のモデル，規制の意義・特徴および経緯を明らかにしようとしている。

③現地調査などの方法によって収集してきた案例研究を中心に，「不正競争防止法」の運用実態を考察し，またその運用機関である工商行政管理局の職能を検証している。

④中国「経済基本法」の成立を目指し，「不正競争防止法」の問題点を検証すると共に，国際化と中国の独自性のバランスを考えながら，中国「経済基本法」の立法に向けて提言している。

論文審査の結果の要旨

本研究は，1993年に新しく制定された中国の不正競争防止法（中華人民共和国反不正当競争法）に関して，その立法背景と新旧経済法論の展開，新法による不正競争行為規制の構造，工商行政管理局を中心とする運用の実態を含めて詳細に検討すると共に，中国における経済基本法の立法提言に及ぶ比較制度的・実証的研究であり，この分野にお

ける我が国で最初の本格的かつ画期的な研究である。

中国における不正競争防止法制は，立法経緯から見て行政的規制重視型であると共に，社会主義的市場経済体制における競争法としてわが国の独占禁止法規定に当たる法体系をも一体化した新しい特色を持つ法制であり，その紹介及び研究を踏まえた上での発展途上にある国における経済基本法に対する制度的提言は，世界の経済法体系の発展史を捉えるためにも重要な意義を有している。

以上のような本論文の内容は，わが国における経済法の研究水準の進展に貢献するものであり，博士号を授与するに十分な水準に到達していると評価できる。